

宮崎県業務継続計画 (東京事務所版 B C P)

～「常在危機」への備えとして～



平成 2 5 年 3 月 策 定
平成 2 6 年 3 月 改 訂
平成 2 7 年 3 月 改 訂
令和 3 年 8 月 改 訂
令和 5 年 8 月 改 訂
令和 7 年 8 月 改 訂
宮 崎 県

目 次

頁

はじめに	1
用語の定義	2
第1章 東京事務所版BCP策定の根拠と本庁版BCPとの関係	3
1.1 東京事務所版BCP策定の根拠	3
1.2 地域版BCPと本庁版BCPとの関係	3
第2章 大規模な災害等のシミュレーション	4
2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか	4
2.1.1 地震や津波が発生したらどうなるか（開庁時）	
2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）	
2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか	6
第3章 事前に備えておくべきこと	8
3.1 大規模な災害に対して必要なこと	8
3.1.1 地震や津波（開庁時）	
3.1.2 地震や津波（閉庁時）	
3.1.3 その他の災害	
3.2 深刻な感染症に対して必要なこと	15
3.2.1 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく備え	
3.2.2 各所属において備えておくべきこと	
3.3 本庁や他県との連携体制	18
3.3.1 情報の共有	
3.3.2 連携体制の確保	
第4章 非常時における業務の円滑な運営	20
4.1 初動対応	20
4.1.1 東京事務所が被災した場合	
4.1.2 宮崎県が被災し県庁非常時体制に移行した場合	
4.2 非常時の業務運営	23
4.2.1 東京事務所が被災した場合の業務運営	
4.2.2 宮崎県が被災し県庁非常時体制に移行した場合の業務運営	
4.2.3 平常時からの備え	
第5章 東京事務所版BCPの推進と今後の展開	27
5.1 東京事務所版BCPの推進	27
5.2 今後の展開	27

【 は じ め に 】

本県では、大規模な自然災害や深刻な感染症等に備えるため、平成24年7月に「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」の運用を開始した。これは、東日本大震災のように、極めて重大な危機事象が発生した際に、県民の生命や安全を守るため、県庁組織としてどのように対処すべきなのか、そのためには日頃からどのような備えを行っていけば良いのかといったことなどを取りまとめたものである。

この「宮崎県業務継続計画」の主なポイントは以下の3点である。まず、1点目は、重大な危機事象が発生した場合には、「県庁非常時体制」に移行し、通常業務を一旦全て停止した上で、職員全員で地域防災計画に定める災害対策業務（感染症の場合には各計画に定める対策業務）、BCPに定める応急業務、非常時優先業務の3つに全力で当たるということである。2点目は、そのような場合においても円滑に仕事が進められるよう、庁舎の耐震性向上や電気、通信、上下水道等のインフラ整備を行っておくとともに、万一本庁舎が使用できない場合には、代替施設として使用できるところを複数箇所確保しておくことである。3点目は、いかなる事態にも柔軟に対処できるよう、職員の思考力、行動力を育成し、組織全体としての実践力を高めていくとともに、この計画は決して十分なものではないとの認識のもと、内容を毎年度見直し、より良きものとなるようバージョンアップを図っていくことである。

また、本庁のみならず、出先機関においても、各地方連絡協議会、県外事務所単位にそれぞれBCPを策定し、非常時に備える体制を作っておくことと規定したところである。地域版BCPについても、基本的な考え方は、本庁版BCPと同じであるが、出先機関においては、県民生活に密接な業務をより多く抱えており、非常時に果たすべき役割は非常に大きい。また、県外事務所においては、宮崎県出身者への対応や中央省庁、関係機関との調整など、県外事務所ならではの重要な任務を負っている。したがって、それぞれの地域に特徴的な課題への対応や職員の登庁体制の確保、国や市町村・関係機関との連携強化など、論点を十分に踏まえながら、計画を策定し、推進していく必要がある。

そのような観点から、この「宮崎県業務継続計画（東京事務所版BCP）」を策定した。職員一人ひとりが、非常時にどうすべきかを考えるきっかけとなり、各人の行動マニュアルとしての理解を深めておくとともに、組織全体としての必要な備えを体系的、計画的にしっかりと行い、万一の際には、その力を十分に発揮し、真に県民の役に立てるよう心していくことが大切である。

用語の定義

○「BCP」

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略

○「本庁版BCP」

平成24年7月17日に運用を開始した「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」をいう。

○「本庁BCP推進会議」

本庁版BCPに規定する推進会議で、平常時からBCPの推進や進行管理等を行うもの。

○「本庁BCP推進会議事務局」

本庁BCP推進会議の所管する事項等の調査や関係部局との調整等を行い、その庶務は、平常時は危機管理課に、県庁非常時体制においては総務課にて処理する。

○「災害対策業務」

宮崎県地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に規定するもので、災害対策本部又は地方支部等の指揮により実施する業務をいう。

○「応急業務」

BCPに規定するもので、上記災害対策業務以外の応急的な業務をいう。

※例えば、庁舎内における死傷者の救護や搬送、庁舎内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応、庁舎内における各種インフラや情報通信システムの復旧など。

○「非常時優先業務」

BCPに規定するもので、通常業務の中で優先的に実施すべき業務をいう。

※例えば、住民の保護業務や各種相談業務など。

○「代替施設」

事務所の入居しているビルが著しい損傷を受けたりするなど、業務を行うことができないと判断される場合に、当該ビルの代わりに使用する施設をいう。

第1章 東京事務所版BCP策定の根拠と本庁版BCPとの関係

本章では、まず、宮崎県業務継続計画（東京事務所版BCP）を策定するに当たって、策定の根拠と宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）（以下「本庁版BCP」という。）との関係について整理する。なお、地域防災計画等との関係については、本庁版BCPに準じるものである。

1.1 東京事務所版BCP策定の根拠

- 本県では、平成23年度からスタートした「みやざき行財政改革プラン」において、危機管理能力の強化（BCPの検討・整備を含む。）を新規に盛り込み、また、県議会においても、平成23年度の防災対策特別委員会での議論等を踏まえ、「宮崎県防災対策推進条例」の中に、県の責務として、BCPの策定が盛り込まれた。
- これを受けて、本庁BCP推進会議において、平成24年7月17日に本庁版BCPが運用を開始したところである。
- 地域版BCPについては、本庁版BCP「第5章 BCPの推進と今後の展開」の「5.2.1 地域版BCPの今後の展開」に基づき、各地方連絡協議会単位、各県外事務所単位にそれぞれ策定するものである。

1.2 地域版BCPと本庁版BCPとの関係

本庁版BCPは、それ単独で大規模災害や深刻な感染症に対応できるものではなく、地域版BCPとも連携していかなければならない。

また、大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づき、災害対策本部（以下「災対本部」という。）が本庁に設置されるとともに、各地域においても、災害対策本部地方支部（以下「地方支部」という。）が設置される。さらに、県外事務所においては、県外事務所連絡部（東京事務所は東京連絡部）が設置され、これらが連携して災害対応に当たることとされている。

これらを踏まえ、地域版BCPは、本庁版BCPの地域計画として策定するものである。

策定に当たっては、県の出先機関として本庁版BCPと連携して非常時に備える体制を構築する観点から、基本的な考え方は統一しているが、地域毎の体制や特性等を踏まえた形でそれぞれ整理し、策定することとする。

第2章 大規模な災害等のシミュレーション

本庁版BCPにおいては、「被害想定にとらわれすぎるとかえって危険であること」や「災害時にどのような状況になるのかを具体的に想像して、あらかじめ対応を考えておくことが重要であること」等、東日本大震災の教訓を踏まえ、通常BCPの策定で必要とされている「被害想定」をあえて前提とはせず、災害時の状況について具体的な物語を描き、必要な備えや対応策を検討することとした。

地域版BCPにおいても、本庁版BCPと同様に、それぞれの体制や特性等を反映した形で、具体的なシミュレーションを行ってみる。なお、地震や津波については、いつ発生するかわからないため、開庁時と閉庁時に分けて考えてみることとする。

さらに、県外事務所にあつては、宮崎県内で大規模な災害等が発生した場合に加え、その所在地（東京都、大阪府又は福岡県）を含む地域において大規模な災害が発生した場合も想定しておかなければならない。

2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか

2.1.1 地震や津波が発生したらどうなるか（開庁時）

【東京都で発生したケース】

平日の昼間、職員は執務中であり、東京事務所の会議室では、県人会の方々と協議が行われていた。

突然、全職員の携帯電話に一齐に「緊急地震速報」が流れ、そのすぐあとに、これまでに経験したことがないような大きな揺れが襲ってきた。室内では書棚が倒れ、書類が雪崩落ち、窓ガラスも砕け散る。あちこちで悲鳴が聞こえた。2分あまり揺れただろうか。ようやくおさまって周囲を見たら、室内は散乱し、血を流している職員もいる。給湯室からは火災も発生した。消火器を取りに行くが、あたりは足の踏み場もない。自分はどの動けばいいのか。建物管理者に電話をかけるが通じない。負傷者の手当ではどうするのか。この分では救急車も来られないだろう。救急箱は確か給湯室の近くに置いていたはず。とにかく、初期消火を行い、一旦外に出ようとする。建物は倒壊こそしなかったが、危険な状況だと思う。

そうこうしていたら、ラジオで大津波警報が出たとの情報が入ってきた。東京では15分後に5mから10mの津波が予想されとのこと。外への避難にも注意しなければならない。建物自体も危ないかもしれないが、津波にのまれないためにはまずは高い場所に逃げるしかない。職員は手分けして初期消火を行いながら、負傷者の応急手当を行っている。

次の瞬間、またもや大きな揺れがおそってきた。

【宮崎県で発生したケース】

平日の昼間、職員は執務中であり、東京事務所の会議室では、県人会の方々と協議が行われていた。

突然、全職員の携帯電話に一斉に「緊急地震速報」が流れた。防災メールを確認したところ、「西日本一帯で非常に大きな地震発生。震源域は紀伊半島沖から四国沖、日向灘に至る広い地域でマグニチュードは9.0と推定。各地で震度6強～7を観測。大津波に厳重に警戒せよ。」と第一報を伝えてきた。すぐに、本庁所管課である総合政策課に電話をしたが、なかなかつながらない。実家の両親に電話するも一般電話は不通となっているのか、全く状況がつかめない。大津波警報も発令されたようであり、テレビでは繰り返し、高いところに逃げるようアナウンサーが伝えている。

そうこうしていると、県人会や本県出身の旅行者から多くの電話が鳴り始めた。皆情報を求めている。とにかく、宮崎県内がどういった状況にあるのか、いち早く情報を収集し、県外事務所として取るべき行動を決定しなければならない。

災害時優先電話により、やっと本庁と連絡が取れた。大きな地震で、県内の被害は相当のものであり、本庁そのものも被災しているとのこと。庁内では、災害対策本部が設置され、知事が「県庁非常時体制」への移行を決定したようだ。東京事務所としても、問い合わせ対応のみならず、通常業務は一旦停止し、災害対応等に向けて体制を移行する必要がある。

宮崎県内では、その間も余震が続いているとの情報も入ってきた。

2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）

【東京都で発生したケース】

休日のある日の午後、自室でテレビを見ていたら、突然「緊急地震速報」が流れた。慌ててテーブルの下にもぐりこんだ直後、これまで経験したことのないような大きな揺れが起こり、あちこちで物が壊れるような音がする。2分あまり揺れただろうか。ようやく揺れが収まって、家の中を見渡すと、砕けた食器が散乱し、タンスが倒れていた。

家族は大丈夫なのか。息子は近くの公園に遊びに行っている。買物に行った妻と娘はどうなったか。地下鉄に乗っていたのではないかと。息子が慌てた様子で公園から帰ってきた。広場にいたため、幸い怪我はなかったようだ。

ラジオを付けたところ、東海地方一帯で大きな地震発生。震源域は駿河湾沖でマグニチュードは9.0と推定。各地で震度6強～7を観測。大津波に厳重に警戒せよ。」と第一報を伝えてきた。依然として、妻にも娘にも携帯電話がつかない。

宮崎県地域防災計画では、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急要員に指定されている職員は直ちに登庁して所定の配置に就くことになっているため、本来であれば、すぐに出勤しなければならない。しかし、こんな状況では出勤どころではない。息子も不安そうだ。妻と娘との連絡が取れるまでもう少し様子を見ることとした。

幸い、妻と娘は、帰宅途中だったらしく、歩いて帰ってきた。

取り急ぎ、家族に必要なことを伝え、とりあえず、職場まで歩いて行くことに決めた。

職場まで2 km、通常なら30分もかからない距離だ。そう考えた直後、余震と思われる大きな揺れが起こった。

2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか

【東京都で発生したケース】

感染症で特に注意が必要だと言われているものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが何らかの原因で変異して、人から人にも感染するようになった新型インフルエンザを例とする強毒性を有するウイルス感染症である。これらが万一、世界的に大流行となり、我が国、そして東京都でも多数の患者が発生したらどうなるか。

毎年冬になると多くの渡り鳥が日本にやってくる。この鳥たちがウイルスの媒体となり、宮崎県でも平成19年1月に3箇所の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生した。また、4年後の23年1月から3月にかけては、全国で最も多い13箇所の養鶏場で発生し、殺処分等の防疫対策に迫られた。そのような経験を基に、鳥インフルエンザに最大限の警戒態勢を敷いていたところ、今月に入って、海外で人の新型インフルエンザが発生したとの報道があった。国は、政府対策本部を立ち上げ東京都も対策本部を設置し、帰国者・接触者外来設置等の対策を講じた。

かつて、1918年に発生したスペイン風邪も、鳥インフルエンザが変異して人のインフルエンザとして大流行したものであり、世界中で6億人が罹患し、4000万人を超える人が死亡。我が国でも2300万人が罹患し、38万人もの人が亡くなったとされている。新型インフルエンザが出現すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行となる可能性が高い。特に、今の時代は地球規模で人々の往来が活発になっており、あっという間に我が国でも広がってしまう。このため、政府は発生地域から帰国した人の検疫を強化したが、ウイルスは簡単にそれをすり抜け、国内でも患者が相次いで発生するようになった。

特に今回問題なのは、死亡率が非常に高いこと。スペイン風邪の2%を上回るペースで死者が発生しており、ひとたび発症すれば重症化の傾向が強い。このため、世界中でパニックが起き始めており、日本政府は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発し、緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県は、不要不急の外出の自粛等の緊急事態措置を講じた。

全国的に食料品や生活物資の不足、物流の停滞等が起き、国民生活にも大きな影響が現れ始めている。東京都は、国内での発生を受け、東京都内への感染拡大防止のための対策を講じた。

東京都内での発生を危惧し、医療機関からは、「多数の患者が押し寄せてきたらパンクしてしまう、医師や看護師等への感染が心配」といった声が強くなってきている。命を守るはずの医療機関において、逆に感染の拡大が起こるようになっては、医療体制は崩壊してしまう。

企業でも役所でも、職員や家族が感染した場合には出勤させることはできない。職場内で感染が広がってしまうからだ。過去の事例からして、インフルエンザの流行は、

数週間から数ヶ月の中長期にわたる可能性が高いが、この間、どうやってしのいでいくのか。経済活動や住民サービスは、どうなるのか。果たしてこの深刻な危機を乗り越えられるのか、国民の間には急速に不安が広がりつつある。

第3章 事前に備えておくべきこと

以上のようなシミュレーションを踏まえ、本章では、必要となる備えについて、項目毎に整理する。限られた人的資源と財政状況の中で、どのように備えておけば、災害に対して最大限に効果が発揮できるようになるか、災害を想像しながら、内容を十分に検討し、計画的に取り組んでいく必要がある。また、職員個人においても、自分でできることは積極的に取り組んでいく必要がある。

3.1 大規模な災害に対して必要なこと

3.1.1 地震や津波（開庁時）

(1) 地震の揺れに対する備え

① 事務所内の備え

- 東京事務所の入る都道府県会館は、阪神・淡路大震災クラス（震度7）の揺れが起こった場合でも、崩壊、倒壊することのない設計となっており、建築基準法に定められた耐震基準では、保有水平耐力が必要保有水平耐力の1.5倍となっている。
- このため、官庁施設の総合耐震計画基準における庁舎の耐震安全性の分類は構造体1類に該当し、倒壊・崩壊する危険性は低いですが、万が一に備え、代替庁舎として使用できる施設を調査し、把握しておく必要がある。

② 室内、廊下等の危険物の落下防止及び書棚等の転倒、備品等の落下防止

- 室内の看板、内部の天井や窓、照明、展示物等について、落下する危険性がなにかどうか調査を行い、必要な措置を講じておかななくてはならない。
- 室内にある書棚やロッカー、プリンター等の電気製品や備品について、簡単に転倒したり落下したりしないよう措置しておかなければならない。特に、コピー機等の大型事務機器は大規模な地震の際には、その重量により重大な事故を引き起こす恐れがあるため、注意が必要である。
- 室内の高いところに書類や備品を置かないようにしなければならない。特に職員の座席背後の高所には物を置かないようにすることが重要である。また、環境美化の観点からも、執務室内を常に整理整頓しておくことが望ましい。
- さらに、窓ガラスやドアにはめ込まれているガラスについては、飛散防止フィルムを貼るなどの措置を検討する必要がある。

③ 危険回避スペースの確保

- 地震に備えて執務机や会議机に危険軽減のための避難スペースを確保してお

く必要がある。

④ 地震発生時の安全確保

- 緊急地震速報が発せられたり、初期微動が始まった場合に、自分の身をどうやって守るか、落下物や飛散物にも留意しながら、職員一人ひとりが考えておかなくてはならない。
- また、来庁者に対する安全確保の方法等について検討し、いざという時に動けるよう訓練をしておく必要がある。

(2) 火災発生に対する備え

① 危険性の認識と初期消火

- 火災発生の危険性のある場所については、職員が十分に認識し、万一の際には、近くの職員が誰でもすぐに消火器や消火栓が使えるように、訓練しておくなければならない。

② 早期の避難心得

- 消火器及び屋内消火栓による初期消火にもかかわらず、火が天井まで上がって、火勢が強く、消火効果が乏しいと判断される場合、その他避難の時期を失すおそれがあると判断される場合は、いち早く避難できるよう、避難ルートや避難場所等を確認し、訓練しておくなければならない。
- 煙が拡がった場合にはパニックになることも想定されるので、体を低くするなど、その時の対処方法をしっかりと理解しておく必要がある。
- 火災発生時には、落ち着いて安全に避難できるよう、日頃から避難ルートや避難場所の安全性の確認を行っておく必要がある。

(3) 来客や周辺住民を含めた誘導と避難

- 開庁時には県職員のみならず、会議や相談等で一定の来客がある。また、旅行者や周辺住民等が緊急避難してくることも考えられる。したがって、これらの人々をいかに安全に誘導し避難させるかについてビル管理者と検討しておくなければならない。
- さらに、地震や火災発生の場合と同様、定期的に避難訓練を行い、問題点の把握や改善に努めたり、避難方法の習熟に努めておく必要がある。

(4) 死傷者に対する備え

- 事務所内で死傷者がでた場合、まず、比較的軽傷者については、予め定めておいた一時的な救護スペースで応急処置を行うか、タクシー等で外科等の医療機関へ搬送することが望ましい。

- ただし、重傷者に対しては、救急車やタクシー等で救急病院に搬送する必要がある。すでに、心肺停止状態にあるときは、早急にAED（自動対外式除細動器）による処置や心臓マッサージ（胸骨圧迫）を行う必要がある。
- そして、この心臓マッサージ（胸骨圧迫）や、AEDの設置場所・使用方法も含め、全職員がいざという時に適切な行動ができるよう訓練を受けておく必要がある。
- また、災害時には、助かる見込みのある重傷者から順に、あらゆる手段を使って、できるだけ早く医療機関に運んで治療してもらうことが重要である。このために職員ひとり一人が、トリアージ※の考え方を、研修の機会等を通じ身につけておく必要がある。
- それまでは、事務所内にいる人材や医薬品、資機材等を使って、出来る限りの対応をしなければならない。このため、医薬品の備蓄、担架や毛布・シート等の確保についても検討し、必要なものを備えておく必要がある。
- ※トリアージ・・・怪我の症状により、治療や搬送の優先順位を付けて負傷者を分類するシステム

(5) ライフラインやシステムに対する備え

① 電力

- 電力が停止した場合に、都道府県会館においては、蓄電池設備・非常用電源設備に切り替わり非常用エレベーター、非常用照明、消防設備等の運転が可能となるが、各都道府県の東京事務所には、電力供給はない。
- よって、代替庁舎として使用できる施設を調査し、把握しておく必要がある。

② 上下水道

- 上水道が断水した場合には、備蓄の飲料水で対応せざるを得ない。東京事務所においても、ペットボトルを一定程度備蓄用として購入するなどの対策を講じておくほか、職員も、自分の飲料用については、3日分程度は各自のロッカー等に備蓄しておくことが望ましい。
- なお、都道府県会館においては、災害時の水の確保として、水槽に緊急遮断弁を設けて、90立方メートルの飲料水が確保できる。
- トイレについては、上水道が断水した場合でも、下水道等が破壊されていない場合は、雨水、中水の活用でトイレ使用は可能であるが、電力がない場合に高層階等への供給が困難であるため、都道府県会館管理者とともに対応を検討しておく必要がある。
- しかし、下水道そのものの機能が停止した場合には、都道府県会館の水洗トイレの使用もできなくなる。
- 過去の大地震では、避難所の水洗式トイレが断水と下水道の損壊によって使用できなくなる事例が発生した。トイレの不衛生や不便さが原因となって、

ストレスの蓄積や飲料水を我慢したことによる、いわゆる「エコノミークラス症候群」に起因する健康被害が出るなど、深刻な問題を引き起こしている。そのため、日頃から緊急時のトイレ確保について検討を行っておくことが重要である。

- 下水道の復旧には相当の時間がかかると予想されるため、既存の洋式トイレに使用できる「災害用トイレセット」（専用のビニール袋や抗菌消臭凝固剤等がセットになったもの）を使用する方法がある。災害時には都道府県会館に避難してくる本県出身者等がいることも考え、必要相当数の購入及び備蓄について検討する必要がある。

③ 電話・通信

- 電話については、災害時には通じにくくなるため、災害時優先電話を確保しておく必要がある。
- また、通常の通信手段が使用できない場合に備え、衛星携帯電話の確保や、非常通信ルートの確認などを行っておく必要がある。
- なお、携帯電話や衛星携帯電話については、バッテリーが長く持たないので、非常用の電源（モバイルバッテリー等）を確保しておく必要がある。

④ 情報システム

- 情報システムについては、本庁に多くの情報システムや県庁LANの中枢機能が集中しているので、本庁が被災し、通信ケーブルの破断等があった場合には、県の情報システムは使用できなくなる。本庁版BCPでは、このような場合に備え、主要システム復旧への業務を整理するなどを規定しており、個別計画として、ICT（情報通信技術）業務継続計画（ICT-BCP）が策定されている。
- 一方、本庁は被災していないが、東京事務所が被災し、通信ケーブルの破断等があった場合には、当該地域での損失の影響度を分析し、復旧にどの程度の時間や費用を要するか、業務回復までの許容時間や優先順位を考慮し、整理しておく必要がある。また、情報ネットワークについては、回線サービスの復旧に向け、防災無線や携帯電話網による代替アクセス手段の確保を図る必要がある。特に、システムを利用する優先度の高い業務については、代替処理手続や本庁との連絡体制を含め定めておく必要がある。

(6) 職員や避難者に対する備え

① 食料品・飲料水

- 災害発生からしばらくの間は、食料の調達ができないおそれがあるので、昼夜勤務する職員や事務所に避難した人々に対して、簡単に栄養補給ができる食料を備蓄しておく必要がある。

○また、飲料水については、前述のとおりであるが、職員においては、食料についても、3日分程度を各自のロッカーに常時備蓄しておくことが望ましい。その際、必ずしも備蓄用食品である必要はなく、自分の好きなものを常に3日分程度備蓄して回転させていけば良い。

② 衣類・避難場所等

○数日間は帰宅できないことも想定し、衣類やタオル、毛布等をその季節に応じて、ある程度備蓄しておく必要がある。職員については、各自のロッカー等に常時保管しておくことが望ましい。

○東京事務所にやむを得ず緊急避難し、帰宅できない人々に対しては、一定期間、避難場所を提供せざるを得ない場合も想定される。その場合は、事務所の一部のエリアにおいて、受け入れ可能な人数を積算しておくとともに、シートや毛布等最低限必要な物資、並びに避難者に災害関連情報が適時に届くよう携帯ラジオなどの備蓄について検討する必要がある。

③ 家族の安否確認

○職員が職務に専念するためには、まず、家族の無事を確認する必要がある。大規模災害発生時などは、一般の電話はつながりにくくなるため、災害時伝言ダイヤルやインターネット（災害用ブロードバンド、X（旧ツイッター）、フェイスブックやLINEなどのSNS）等を活用した非常時の連絡方法、通信手段が全て遮断された場合の参集場所などのルールについて、家族で事前に話し合い、確認しておくことが望ましい。

3.1.2 地震や津波（閉庁時）

(1) 職員への情報伝達や安否確認に関する備え

① 災害情報の伝達

○職員は、災害発生時においては、テレビやラジオ等で災害情報を積極的に収集する習慣を身に付けておく必要がある。

○また、本県では、「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」のシステムを導入しているので、職員は全員が加入して、災害情報をいち早く収集できるようにしておく必要がある。

② 安否確認の手段

○職員の安否確認を行えるよう、電話やメール等の連絡網の整備を行っておく。この場合、事務所内でスムーズな連絡が可能となるよう日頃から連絡方法等について確認しておく。

○大きな災害が発生した場合、電話等が通じない場合もあるので、それぞれの職

員が災害情報について迅速な確認及び対応ができるようにしておくことが望ましい。

(2) 緊急の登庁に関する備え

① 職員参集基準の理解

○災害の種類や程度に応じて、職員の参集基準が定められているので、職員は自宅等にいる場合にも参集基準を確認できるようにしておく。特に、震度5弱以上の地震が発生した場合には、緊急要員が登庁して所定の配置につくことになっているので、留意しておく。

② 安全・迅速な登庁

○職員は安全かつ迅速に登庁することができるよう、日頃から飲食物等の必要な携行品や交通手段、ルート等の確認を行っておく。また、余震が発生する場合があるので十分に注意する。交通手段については、渋滞等を避けるため、徒歩での通勤を訓練しておく必要がある。

○災害発生時に迅速に登庁するためには、自分自身や家族等の安全が確保されることが前提となる。そのためには、各家庭において、可能な限り家具の固定、非常持出袋の用意など、必要な備えをしっかりと行っておくべきである。

○個々の職員が何分程度で登庁できるか（通常の通勤手段、徒歩）、予め把握し、まとめておく。

○職員は、本人や家族が負傷したり、近所での救援活動が必要な場合などは、その旨を上司等に伝え、了承を得るようにする。ただし、どうしても連絡がつかない場合には、それらの対応を行った後、速やかに報告することとする。

3.1.3 その他の災害

(1) 想定される災害

① 災害の種類や程度

○突然発生する自然災害としては、地震や津波のほか、火山の噴火や竜巻の発生等が考えられる。

○火山の噴火については、気象庁の最新の情報等を基に、噴火の規模や程度等を予測しておく必要があるが、過去の歴史を振り返ると、極端な場合には、前述したシミュレーションのようなこともあり得ると心得ておくべきである。

- 竜巻については、全国的にも死者や大きな被害が発生していることも踏まえ、十分に注意する必要がある。
- 台風や大雨については、近年は地球温暖化に伴って海水温が上昇するなどして、災害が巨大化、深刻化していることに留意しておかなくてはならない。

② 基本的な心構え

- 火山の噴火については、気象庁から出される噴火警報や専門家の意見等を基に、ある程度の事前準備は可能であると思われるので、噴火の可能性が高まってきた場合には、情報収集に全力を挙げ、初動対応に遅れが出ることのないよう努めなければならない。
- 竜巻の発生については、気象庁から竜巻注意情報が出されるが、確率が高いわけではないので、見過ごされる危険性がある。しかし、過去の事例からして、決して油断せず必要な備えを行い、その上で、発生しなくて良かったと考える意識を持つことが大切である。
- 台風や大雨については、気象台等からの予報や情報に基づいて、夜間の避難等も想定し、必要な体制を整えておかなくてはならない。

(2) 必要な備え

基本的には、地震や津波の場合と同様の備えが必要である。

① 開庁時の備え

- 火山の噴火の場合には、大量の火山灰が降ってくる可能性がある所以、各自でマスクや傘等を常備しておく。
- 竜巻が発生した場合には、堅固な建物の中で、ガラスの破片等を直接浴びることのないような場所に直ちに避難するとともに、飛散により被害を拡大させる物が周辺に無いかなどの確認を行っておく必要がある。
- 台風や大雨については、強風で窓ガラスが破損したり、都道府県会館周辺が浸水する危険性があるので、十分に注意しておかなくてはならない。

② 閉庁時の備え

- 緊急に登庁する場合には、被災の状況に応じて、十分な注意を払わなければならない。具体的には、大量の降灰に伴う視界不良や道路上のスリップ、台風や大雨の際の突風や浸水など、さまざまな障害が予想されるので、これらに十分留意し、安全に登庁するよう努めなければならない。

3.2 深刻な感染症に対して必要なこと

3.2.1 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく備え

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成25年4月に施行され、同年新型インフルエンザ等対策行動計画（政府行動計画）が示された。その後、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、令和7年3月に宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画を変更し、次の感染症危機に備え、対策の強化を図ることとした。

○「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」では、各発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じて、

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

の各項目について、実施すべき対策を明記している。

○この中で、県の役割として、

- ①特措法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、全庁での対応体制の構築
- ②医療提供体制の確保及び検査体制の構築
- ③感染症の特徴や病原体の症状に応じた対策の推進
- ④県民への的確な情報提供 等

を掲げており、これらが確実に実施されるような備えをしておく必要がある。

○各項目において、事前に備えておくべき主な内容は次のとおりである。

①実施体制

- ・国が政府対策本部を設置した場合、県においても知事を本部長とする対策本部を設置する必要があるため、平時から体制や役割について、県庁内各部署との情報共有を図り、対策や連携体制の確認を行う。
- ・国、市町村、指定（地方）公共機関など関係機関と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。

②情報収集・分析

- ・関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

③サーベイランス

- ・感染症有事において、発生の早期探知を行い、情報収集・分析を迅速に行うため、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- ・関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報について、情報提供・共有を行う。
- ・情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす体制を整備する。

⑤水際対策

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から検疫所及び医療機関など関係機関と連携し、合同訓練を実施する。

⑥まん延防止

- ・有事において、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

⑦ワクチン

- ・新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう平時から国や市町村と接種体制の構築について確認を進めるとともに、医療機関や卸売販売業者等の事業者においても必要な準備を行うよう求める。

⑧医療

- ・県予防計画及び県医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- ・有事に備え、新興感染症医療コーディネーターを確保し、保健所及び本庁と

の緊密な関係構築に取り組む。

⑨治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザウイルス薬について、全り患者の治療その他の医療体制に必要な量为目标として計画的かつ安定的に備蓄する。

⑩検査

- ・新型インフルエンザ等のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関との検査等措置協定の締結等により、検査体制の確保を図る。

⑪保健

- ・保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1ヶ月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

（※）「I H E A T」とは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

⑫物資

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・関係機関に対して、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

○なお、上記各項目の実施について本庁各部局より要請があった場合、適切な対応を講ずることとする。

3.2.2 各所属において備えておくべきこと

○職員間で「新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を周知徹底することが重要であり、感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について平時から意識を高めておくべきである。

○家きん等の鳥インフルエンザや、人の鳥インフルエンザなどの感染症が発生した場合に備え、本庁等の関係部署と情報の共有化を図る体制を確認しておく。

○国の指針によれば、本人や家族のり患等により、最大で従業員の40%が欠勤

することが想定されており、本県においても、半数程度が出勤できないような事態に備えるため、職員の勤務体制や優先業務等について整理し、テレワーク用パソコン等を活用した在宅勤務により、業務の円滑な継続を図ることのできる環境を整備しておく必要がある。

- 職場内で発生した場合に感染の広がりを最小にするよう、り患した場合はもとより、感染流行時に体調の異変を感じた場合には登庁しないこと、また、有症状、無症状に関わらず、全職員が、手洗いやマスクの着用を励行する必要がある。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの特定接種の対象となり得る職員に対し速やかに接種が実施できるよう職場体制を確認しておく必要がある。
- 平時から、職場内においてマスクや消毒液等を用意しておくとともに、自然災害と同様、食料や飲料水等についてもある程度の備蓄（職員各自が行うものも含む）をしておく必要がある。
- 職員は、自らの、または家族の健康管理に努め、予防接種で予防できる疾病に対しては、体調等を考慮しながら、予防接種を受けることを検討する。

3.3 本庁や他県との連携体制

3.3.1 情報の共有

① 本庁や関係機関との情報の共有

- 東京事務所を含む地域で大規模な災害が発生した場合は、東京事務所だけで対処することは困難であるため、日頃より本庁や関係機関とも連携しながら、想定される被害や現地の実情等について、情報の共有化を図るものとする。
- 宮崎県で大規模な災害が発生した場合は、本県出身者等からの問い合わせなどが殺到することもあるため、関係機関と連携して情報収集を行うなど、非常時の対処方法について、検討しておく必要がある。

3.3.2 連携体制の確保

① 職員の応援体制

- 東京事務所を含む地域で大規模な災害が発生した場合には、災害対応等で深刻な人員の不足も考えられるため、本庁等から、職員の応援を受けるなどの対策が必要となる。
- よって、応援職員を円滑に受け入れられるよう、応援が必要な業務や職員数、参集後の作業場所、職員の受け入れ調整の担当者の選任などについて、マニュアルの整備などの取り組みを進めておくものとする。
- また、職員の応援体制については、宮崎県地域防災計画との関係もあるので、その点にも留意しながら、本庁BCP推進会議と調整していくものとする。

○被災の状況によっては、東京事務所から他の事務所（大阪事務所及び福岡事務所）へ応援職員を派遣することもあるため、その際は、本庁BCP推進会議と、調整を行っていくものとする。

② 国・他県の関係機関との連携

○東京事務所を含む地域で大規模な災害が発生した場合、業務を継続するには、さまざまな困難が予想されるため、国や関係機関との連携が必要となる。

○そこで、日頃からこれらの関係機関と具体的にどのような連携が必要かなどの協議を行っておく必要がある。

第4章 非常時における業務の円滑な運営

第4章では、これまでに検討したことを基に、重大な危機事象が発生した場合、初動において職員がどう行動すべきか、さらには、関係機関との連携をどう図っていくか、東京事務所の業務運営をどう行うか等について、東京事務所が被災した場合と、宮崎県が被災し県庁非常時体制に移行した場合について定めておく。

4.1 初動対応

4.1.1 東京事務所が被災した場合

東京地域で大規模な災害が発生し、東京事務所が被災した場合、所長の判断により事務所の非常時体制に移行する（宮崎県全体としての県庁非常時体制への移行はしない）こととし、東京事務所ではこのBCPの規定に従って、各職員が所要の対応を行うものとする。

(1) 開庁時の対応

① 職員・来客等の安全確保

- まずは、自らの安全確保を図り、県職員としての業務が遂行できるよう努める。
- 職員や来客など、他者に対しても円滑な避難誘導や援助ができるよう努める。
特に来客に対しては、都道府県会館に慣れていないため、積極的な声かけや手助けを行う。

② 死傷者等への対応

- 万一、死傷者が発生した場合には、応急処置、AEDでの対処、救急車の手配など、別に定める実施要領に従って的確に対応する。

③ 被災状況等の報告

- 避難や死傷者への対応を行いつつ、速やかに被災状況を本庁（主管課等）に報告する。

④ 業務再開への準備

- 特に、地震の場合は余震にも十分注意しながら、執務室内の片付けや清掃を行い、速やかに業務を再開できるよう努める。

⑤ 職場不在の職員の対応

- 出張、休暇等で職場にいない職員は、各自の状況を「職員安否確認メールシステム」により報告（返信）するとともに、上司に報告（職員安否確認メールシステム）

ムに登録していない職員は、職員安否確認メール以外の手段により、安否情報等を報告）し、必要な指示を受ける。

(2) 閉庁時の対応

① 職員の安否確認

○職員各自の状況を「職員安否確認メールシステム」により報告（返信）するとともに、上司に報告（職員安否確認メールシステムに登録していない職員は、職員安否確認メール以外の手段により、安否情報等を報告）し、必要な指示を受ける。

② 緊急登庁

○登庁する場合は、交通手段や途中の安全確保に十分留意する。
○インフラの破壊などにより、登庁できない場合は、周辺道路や建物等の安全が確認された後に登庁するものとし、上司の指示を受けながら行動するものとする。

(3) 不測の事態への対応

① 都道府県会館が使用できない場合

○都道府県会館が著しい損傷を受けたり、周辺が被災して登庁できない状況となるなど、業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。
○代替施設については、予め調査し、作成していたリストの中から、本庁BCP推進事務局とも協議のうえ、速やかに決定する。これらについては、場所や所有者、使用可能な面積や設備、費用等について、毎年度調査し、把握しておく。
○なお、都道府県会館が使用できないと判断する際の基準は、概ね次のとおりである。

(判断基準)

- ①ビル管理者が使用できないと判断した場合
- ②建物が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合
- ③各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、建物で継続して業務を行うことが困難な場合
- ④周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

② 本庁との連絡が取れない場合

○通常の連絡通信手段が途絶し、本庁との連絡がとれない場合には、当面、所長の指示のもと、このBCPに定める内容に従って、業務を行うものとする。
○なお、このような場合でも、早期に連絡手段を確立できるよう、衛星携帯電話の確保や、本庁や関係機関とも連携した非常通信ルートの確認等も行っておく必要がある。

4.1.2 宮崎県が被災し県庁非常時体制に移行した場合

(1) 非常時の初動対応

① 東京事務所における初動対応

- 宮崎県地域防災計画では、災害対策本部長が必要に応じて東京連絡部を設置するものとされている。
- 県庁非常時体制に移行する際は、本庁BCP推進会議議長（知事）より、所長に伝達がなされるので、東京事務所においてもそれに沿って必要な体制に移行する。

② 本庁との連絡がとれない場合

- 宮崎県において非常に大規模な災害が発生し、連絡通信手段が途絶したため、本庁との連絡がとれない場合には、県庁非常時体制に移行することを想定しながら、必要な業務を行うものとする。
- なお、このような場合でも、早期に連絡手段を確立できるよう、衛星携帯電話の確保や、本庁や関係機関とも連携した非常通信ルートの確認等も行っておく必要がある。

③ 知事、副知事が滞在中でただちに帰宮できない場合

- 東京事務所を連絡場所にし、本庁や関係機関と知事、副知事との連絡ルートを確保する必要がある。

4.2 非常時の業務運営

4.2.1 東京事務所が被災した場合の業務運営

(1) 応急業務の実施並びに進行管理

- 東京地域で大規模な災害が発生し、東京事務所が被災した場合は、所長の判断により事務所の非常時体制に移行する。この場合、通常業務をすべて一時停止し、別表に掲げる応急業務に取り組むものとする。
- 応急業務については、第1グループに属する業務から順次取り組むこととする。
- 応急業務の進捗状況については、適宜把握し、その円滑な進行管理に努め、本庁BCP推進会議に報告するものとする。

(2) 非常時優先業務の実施並びに進行管理

- 現時点では、東京事務所における非常時優先業務はないが、今後、見直し等を行う中で、規定する必要があるれば、別表に記載するものとするものとし、第1グループに属する業務から順次取り組むこととする。
- 非常時優先業務の進捗状況についても、適宜把握し、その円滑な進行管理に努め、本庁BCP推進会議に報告するものとする。

(3) 職員の健康管理

- これらの業務を円滑に進めるため、職員の健康管理について、次の点に留意しなければならない。
- 対応に長い期間を要することもあるので、職員の勤務ローテーションに十分配慮すること。
- 特に、24時間体制の勤務が続く場合には、業務の的確な推進と職員の健康管理を図るため、所長と次長、課長と担当者間等において、調整すること。

表 東京事務所における応急業務

<第1グループ> 直ちに実施する業務 ① 事務所内における死傷者の救護や搬送 ② 事務所内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応 ③ 宮崎県東京ビル内居住者等の安否確認・救護（東京ビル工事中期間を除く） ④ 職員の安否確認、初動体制の確立 ⑤ 事務所内における各種インフラや情報通信システムの復旧 ～業務の継続や再開に不可欠なこと～
<第2グループ> 概ね2～3日中に実施する業務 ① 職員等の食料や飲料水の確保に関すること
<第3グループ> 概ね1週間以内に実施する業務 ① 庁内の執務環境の回復、改善に関すること

※具体的な業務内容については、別途実施要領に記載する。

4.2.2 宮崎県が被災し県庁非常時体制に移行した場合の業務運営

県庁非常時体制への移行が決定された場合には、東京事務所においても、通常業務を一時停止し、次の業務を行うものとする。

- ① 地域防災計画（新型インフルエンザ等対策行動計画等）に定める災害対策業務
- ② B C Pに規定する応急業務
- ③ B C Pに規定する非常時優先業務
- ④ 本庁B C P推進会議より指示された業務

＜参考＞県庁非常時体制への移行基準（本庁版B C P P28 掲載）

①から⑤のような危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、非常時体制に移行する。

① 巨大地震等の大規模災害

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、災害対策本部が設置され、県内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合。

② 新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症により、総合対策本部が設置され、県内で死者や重症患者が発生し、感染拡大が懸念される場合

③ 口蹄疫等の家畜伝染病

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病により、対策本部が設置され、県内で患畜が多数発生し、感染拡大が予想され、県民生活や県内経済に広範かつ深刻な影響が懸念される場合

④ 武力攻撃やテロなど

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、対策本部が設置され、県民の安全確保が必要となる場合

⑤ その他の危機事象

①から④以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や県民の安全確保等のため、県庁非常時体制へ移行して対処すべきと知事が判断した場合

4.2.3 平常時からの備え

① 実施要領の作成

○応急業務や非常時優先業務については、非常時に円滑に進めることができるよう、各項目毎の実施要領を定めておく。

○この実施要領は、

- ①非常時における具体的な対応方法
- ②そのために必要な人員体制、連携体制
- ③事前に準備しておかなければならないこと
- ④準備を行うための方策、経費、手順
- ⑤各項目の進行管理表やチェックリスト

など、第3章で整理した事前の備えを含めてとりまとめ、本庁BCP推進会議の承認を受けて、この東京事務所版BCPに添付しておくものとする。

② 非常時緊急登庁体制の確保

○閉庁時に大きな災害等が発生し、職員が緊急に登庁しなければならない場合に備え、特段の支障が無い限り、ただちに登庁できる体制を確保しておくものとする。

○これらの具体的内容についても、本庁BCP推進会議の承認を受けて、この東京事務所版BCPに添付しておくものとする。

③ 県庁非常時体制における事務分掌表の作成

○県庁非常時体制における職員一人ひとりの役割を明確にしておくため、県庁非常時体制における事務分掌表を整理し、この東京事務所版BCPに添付しておくものとする。

○事務分掌表の作成にあたっては、災害時等に多数の職員が登庁できないことも考慮し、同一業務について、可能な限り複数の職員を充てるようにしておくものとする。

④ 作成・改訂スケジュール

○実施要領や緊急登庁体制のリストなどについては、組織改正や人事異動、予算編成等も踏まえて、毎年度当初に改訂しておく必要がある。したがって、毎年度後半に本庁BCP推進会議から照会を行い、十分に協議を行った上で改訂版を作成し、本庁BCP推進会議に諮ることとする。

第5章 東京事務所版BCPの推進と今後の展開

重大な危機事象は、いつどのような形で発生するかわからない。

したがって、今回策定した内容については、速やかに職員への周知を図るとともに、毎年度適切な進行管理や内容の見直し等を行いながら、本庁版BCPとも調整や連携を行い、バージョンアップを図っていく必要がある。

5.1 東京事務所版BCPの推進

① 計画内容の周知と進行管理

- まずは、計画の内容について、職員一人ひとりに十分な理解を得ることが必要である。このため、危機管理推進員を中心に、定期的に、職場毎の研修等を通じ、内容の周知を図って行く。
- 必要な備えについては、毎年度進捗状況を確認し、進行管理を行っていく。
- 非常時における業務遂行体制の確認や能力の向上を図るため、毎年度、本庁とも連携しながら、訓練を実施し、問題点の確認等を行っていく。

② 本庁や関係機関などとの協力体制

- 非常時においては、東京事務所だけで対処することは不可能なこともあり、協力体制が不可欠となる。したがって、第3章でも記載したように東京事務所においては、非常時における協力体制の在り方について、日頃から関係機関との協議を行い、その内容を決めておく必要がある。
- 割り当てられた項目の中には、担当だけでは対応できないものもあるので、災害の種類なども考慮したうえで、本庁や関係機関との連携を視野に入れた実施要領の作成や訓練等に取り組む必要がある。

5.2 今後の展開

① 計画内容の検証、見直し

- 計画内容については、毎年度、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行い、より充実した計画へとバージョンアップを図っていく。
- 項目毎の具体的な実施要領についても、毎年度の予算や職員体制等を踏まえながら、必要な改訂を行っていく。

② 関係機関・企業等への啓発・相談窓口

- 東京事務所版BCPについては、県人会や関係機関・企業等にもBCPの趣旨を周知することに努め、御理解いただくことが望ましい。
- そのためには、本庁とも連携を図りながら、関係機関・企業への説明等を行っていくものとする。